

## 公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会 倫理規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会（以下「本会」という。）の役員・職員、本会の加盟団体（各都道府県協会など）の役員・職員及び同団体に所属する指導者・選手らの倫理及び懲罰に関する事項を定めることにより、本会の目的を達成するとともに、本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (規程の適用範囲)

第2条 本規程は、本会の役員・職員、本会の加盟団体に所属する役員・職員及び加盟団体等に登録する全ての指導者・選手並びに道場・チームに適用する。

### (倫理)

第3条 前条に定める者は、下記の倫理を遵守しなければならない。

- (1) 前条に定める者は、組織運営およびスポーツチャンバラの指導・活動において、暴力行為（直接的暴力・暴言・脅迫・威圧等）を行ってはならない。
- (2) 本会および加盟団体に所属する選手は、禁止薬物の使用を行ってはならない。  
また、加盟団体および各指導者は、所属選手が禁止薬物を使用することの無いよう、監督せねばならない。
- (3) 本会加盟団体および指導者は、公的な組織であることを認識し、下記の通り、公益法人会計基準及び各団体の経理規程に則り正しい経理をするとともに、監査体制を確立しておかなければならない。
  - ア 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的への流用などをしないこと。
  - イ 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役・職員に任せきりにしないこと。
  - ウ 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供をしないこと
  - エ 組織内・外における用器具等の購入などに関わる贈収賄行為をしないこと
- (4) 本会及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行わなければならない。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理しなければならない。

(懲罰)

第 4 条 本会は、前条に掲げる個人やチームが次の各号に該当する場合は審査の上、懲罰することができる。

- (1) 本会の定款・倫理規定その他諸規程に違反した場合
- (2) 本会の指示命令に従わなかった場合
- (3) 本会または加盟団体の名誉や社会的信用を失墜させる行為を行った場合
- (4) 法令に違反する行為を行った場合

(懲罰の種類)

第 5 条 前条による懲罰の種類は次のとおりとする。ただし、競技者については、本会が別に定めた競技審判規程第 56 条ないし第 57 条によるものとする。また、会員の除名については、定款に定める手続きおよび要件による。

- (1) 本会及び加盟団体における資格及び登録の抹消
- (2) 本会及び加盟団体における活動及び権限の停止
- (3) 加盟団体における役員の退任命令
- (4) 戒告

(損害の賠償)

第 6 条 本会は、第 3 条によって懲罰の対象となった個人または加盟団体等に対して、その行為により本会が受けた損害を査定し、全額もしくはその一部を弁償させる場合がある。

(懲罰の決定)

第 7 条 懲罰の調査および決定は、本会の理事会が行う。

- 2 懲罰の調査は、理事会に対し、調査の開始を求める申出があった時、または理事会が懲罰の対象となるべき事実を探知した時に、開始する。
- 3 懲罰の対象となる者は、理事会決議の前に、理事会に対し、弁明をすることができる。
- 4 本会は、懲罰を決定した場合には、加盟団体並びに該当する個人にただちに懲罰の種類と審査内容を通知することとする。
- 5 本会は、前項についての情報を公開することができる。

(日本スポーツ仲裁機構)

第 8 条 前条により懲罰を受けた者は、本会の決定に対し、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することができる。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会決議により行う。

附則

1 この規程は、平成 25 年 3 月 10 日から施行する。